

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第二条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第一号様式）により、育児休業を始めようとする日の一月（条例第二十一条第一号ニに掲げる場合にあつては、二週間）前までに行うものとする。この場合において、非常勤職員であつて、当該非常勤職員の任期満了後、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。</p> <p>2 及び 3（現行のとおり）</p> <p>（条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合）</p> <p>第三条 条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、<u>保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）</u>における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第二条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第一号様式）により、育児休業を始めようとする日の一月（条例第二十一条第一号ハに掲げる場合にあつては、二週間）前までに行うものとする。この場合において、非常勤職員であつて、当該非常勤職員の任期満了後、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。</p> <p>2 及び 3（略）</p> <p>（条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合）</p> <p>第三条 条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、<u>保育所</u>（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p>

到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

一 (現行のとおり)

(条例第二条の四第二号の特に必要なと認められる場合)

第三条の二 前条の規定は、条例第二条の四第二号の特に必要なと認められる場合について準用する。この場合において、同条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第四条から第十一条まで (現行のとおり)

別記第1号様式から第5号様式まで (現行のとおり)

一 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつた者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ハ 当該子と同居しないこととなった場合

ニ 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

(新設)

第四条から第十一条まで (略)

別記第1号様式から第5号様式まで (略)